

## 建築物環境衛生総合管理業登録申請に必要な書類等

- ・登録申請書
- ・別紙1（設備・機器名簿）
- ・別紙2（監督者等名簿）
- ・別紙3（研修実施状況）  
必要に応じ、登録団体・指定団体の交付する証明書等を添付（詳細は、別紙3の解説参照）
- ・別紙4（作業の実施方法等）  
別紙4の中に更に別紙がある場合は、その別紙も添付
- ・統括管理者講習会修了証書の本証と写し  
本証は申請時、その場で返却いたします。
- ・清掃作業監督者講習会修了証書の本証と写し  
本証は申請時、その場で返却いたします。
- ・空調給排水管理監督者講習会修了証書の本証と写し  
本証は申請時、その場で返却いたします。
- ・空気環境測定実施者講習会修了証書の本証と写し  
新規登録の場合は、建築物環境衛生管理技術者免状の本証と写しでも、申請が可能です。再登録の場合は不可。  
本証は申請時、その場で返却いたします。
- ・機械器具が貸借の場合は、貸借契約書等の写し
- ・申請手数料45,000円  
申請時に現金でお持ちください。

申請当日は、申請手数料として45,000円を現金でお持ちください。県証紙等は買わないでください。

様式第5号（第5条関係）

登録申請書

令和〇年4月1日

(あて先) 静岡市保健所長

実際に申請する日付を記入します。空欄にしておき、申請時に書き込んでいただいても結構です。

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 静岡県静岡市葵区城東町24番1号

氏名 (法人にあっては、その名称並びに代表者の氏名及び住所) 静岡衛生株式会社  
代表取締役 静岡 太郎  
静岡県静岡市葵区追手町5番1号

会社所在地とは別に代表者の住所も記載してください。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請を行なう業種に一つだけ〇をつけてください。同時に複数の業種を申請する場合は、申請書を業種ごと用意して、個別に申請してください。

|     |        |                |
|-----|--------|----------------|
| 営業所 | 名称     | 静岡衛生株式会社 静岡営業所 |
|     | 所在地    | 静岡市駿河区〇〇町〇番〇号  |
|     | 責任者の氏名 | 営業所長 駿河 一郎     |

| 登録を受けようとする事業の区分 | 添付書類  |
|-----------------|---|
| 建築物清掃業          | 別紙1から4まで、省令第25条第2号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図   |
| 建築物空気環境測定業      | 別紙1、2及び4、省令第26条第2号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図  |
| 建築物空気調和用ダクト清掃業  | 別紙1から4まで、省令第26条の3第2号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図   |
| 建築物飲料水水質検査業     | 別紙1、2及び4、飲料水の水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面、省令第27条第3号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図                                       |
| 建築物飲料水貯水槽清掃業    | 別紙1から4まで、飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第28条第4号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図                             |
| 建築物排水管清掃業       | 別紙1から4まで、排水管の清掃作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第28条の3第4号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図                               |
| 建築物ねずみ昆虫等防除業    | 別紙1から4まで、ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第29条第3号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図                                |
| 〇 建築物環境衛生総合管理業  | 別紙1から4まで、 <u>省令第30条第2号、第3号、第5号及び第6号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図</u><br>統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者、空気環境測定実施者のそれぞれの資格を有する事を証する書類。 |

(注) 登録を受けようとする事業の区分の欄は、該当する箇所を〇印を記入してください。

別紙 1

設 備 ・ 機 器 名 簿

令和〇年 4 月 1 日現在

| 名称   | 型式         | 数量 | 購入年月日           |
|--|------------|----|-----------------|
| 真空掃除機  | A社 〇〇-〇〇〇型 | 1  | 平成〇〇年 4 月 1 日   |
| 床みがき機  | B社 〇〇〇型    | 1  | 平成〇〇年 4 月 1 日   |
| 浮遊粉じん測定器   | C社 〇〇-〇〇〇型 | 2  | 平成〇△年 4 月 1 日   |
| 一酸化炭素測定器   | D社 〇〇〇型    | 2  | 令和□年 4 月 1 日    |
| 二酸化炭素測定器   | E社 〇〇-〇〇〇型 | 2  | 令和〇年 2 月 1 日    |
| 0.5 度目盛の温度計  | F社 〇〇〇型    | 2  | 平成〇△年 4 月 1 日   |
| 0.5 度目盛の乾湿球湿度計   | G社 〇〇-〇〇〇型 | 2  | 平成〇〇年 1 0 月 1 日 |
| 0.2 メートル毎秒以上の気流を測定できる風速計   | H社 〇〇〇型    | 2  | 平成〇〇年 4 月 1 日   |
| 空気環境の測定に必要な器具（器具固定スタンド等）   | I社 〇〇-〇〇〇型 | 2  | 令和□年 4 月 1 日    |
| 残留塩素測定器  | J社 〇〇〇型    | 1  | 令和〇年 2 月 1 日    |
| ここに挙げられた機材は、法令により用意する事とされている機材です。これらの機材は必ずご用意ください。この他にも使用する機材があれば、記載してください。  |            |    |                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械器具等は各営業所ごとに常備する必要があります。なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象とします。</li> <li>・機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければなりません。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象とします。<u>その場合は、貸借契約書等の写しを添付してください。</u></li> <li>・同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとはできません。</li> </ul> |            |    |                 |
|  |            |    |                 |

監督者等名簿

令和〇年4月1日現在

| 監督者・実施者等の別 | 氏名    | 業務の範囲          | 経験年数 | 資格の種別                     | 資格取得年月日   |
|------------|-------|----------------|------|---------------------------|-----------|
| 統括管理者      | 総合 太郎 | 環境衛生総合管理業の統括管理 | 6年   | 統括管理者再講習会修了(統再第99999号)    | 平成20年3月1日 |
| 清掃作業監督者    | 総合 二郎 | 清掃作業の監督        | 6年   | 清掃作業監督者再講習会修了(清再第99999号)  | 平成19年3月1日 |
| 空調給排水管理監督者 | 総合 三郎 | 空調給排水管理の監督     | 1年   | 空調給排水管理監督者講習会修了(給第11111号) | 平成18年3月1日 |
| 空気環境測定実施者  | 総合 四郎 | 空気環境の測定        | 1年   | 建築物環境衛生管理技術者(第88888号)     | 平成20年3月1日 |

建築物環境衛生管理技術者が、空気環境測定実施者となる事ができるのは、新規登録の場合のみ。再登録の際に、建築物環境衛生管理技術者を引き続き空気環境測定実施者とする事はできません。なお、ここでは空気環境測定実施者を2名としましたが、最低1名居れば結構です。

- ・統括管理者講習会修了証書の本証と写しを持参してください。
- ・清掃作業監督者講習会修了証書の本証と写しを持参してください。
- ・空調給排水管理監督者講習会修了証書の本証と写しを持参してください。
- ・空気環境測定実施者講習会修了証書の本証と写しを持参してください。  
(新規登録の場合は、建築物環境衛生管理技術者免状の本証と写しでも、申請が可能です。再登録の場合は不可。)
- ・同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることはできません。

(新規登録の場合)

新規登録の場合は、過去1年間の研修実績と、今後1年間の研修予定を記入してください。

別紙3

研修実施状況（令和○年4月1日から令和△年3月31日まで）

令和○年4月1日現在

清掃作業について

| 研修の期日  | 研修の内容  | 指導員の氏名及び資格   | 対象従業員数 | 参加従業員数 |
|--|--|--|--------|--------|
| 令和○年5月1日<br>(実績)   | 機械器具の種類と使用方法 (180分)<br>資材の種類と使用方法 (60分)<br>安全及び衛生 (60分)<br>建築物の環境衛生行政 (60分)<br>作業従事者の責任と任務 (60分)   | 総合 二郎 清掃作業監督者<br>(清再第99999号)<br>社団法人○○協会の指導者講習受講<br>予定 | 4人     | 4人     |
| <p>業務に従事する者全てが受講してください。</p>  |  |  |        |        |
| <p>事業者が自ら研修を行なう場合は、その指導に当たる者は、作業監督者等、知識を十分に有する者であること。さらに、指導者は、厚生労働大臣の指定を受けた団体が実施する、指導者用の講習を受講する事が望ましい。</p> |  |  |        |        |
| 令和○年5月1日<br>(予定)   | 使用教材<br>「清掃作業従事者研修用テキスト」<br>○○法人○○協会著<br>機械器具・資材の使用方法(床材別) (90分)<br>機械器具・資材の使用方法(場所別) (90分)<br>安全及び衛生 (60分)<br>建築物の環境衛生行政 (60分)<br>作業従事者の責任と任務 (60分) | 総合 二郎 清掃作業監督者<br>(清再第99999号)<br>社団法人○○協会の指導者講習受講<br>予定 | 4人     | 4人     |
| <p>研修に使用する教材は、厚生労働省労働大臣の登録を受けた団体が実施する従事者研修で使用されている教材と、同等のものを使用する事が望ましい。</p>                                |  |  |        |        |
| <p>使用教材<br/>「清掃作業従事者研修用テキスト」<br/>○○法人○○協会著</p>   |  |  |        |        |

空気環境調整、給排水管理、飲料水水質検査について

| 研修の期日            | 研修の内容  | 指導員の氏名及び資格                     | 対象従業員数 | 参加従業員数 |
|------------------|--|--------------------------------|--------|--------|
| 令和○年5月2日<br>(実績) | 空気環境の調整 (○分)<br>空調給排水設備の日常点検及び補修方法 (○分)<br>水の異常の判断方法 (○分)<br>簡易水質検査の方法 (○分)      | 総合 三郎 空調給排水管理監督者<br>(給第11111号) | 4人     | 4人     |
| 令和○年5月2日<br>(予定) | 空調給排水設備の運転方法 (○分)<br>空調給排水設備の日常点検及び補修方法 (○分)<br>水の異常の判断方法 (○分)<br>簡易水質検査の方法 (○分) | 総合 三郎 空調給排水管理監督者<br>(給第11111号) | 4人     | 4人     |

※厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施する、従事者研修を受講した場合は、当該団体が発行する従事者研修修了証明書等を添付してください。

- 平成25年1月21日厚生労働省健康局生活衛生課長通知「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録についての一部改正について」に記載のカリキュラム例を参考に、研修の内容とその時間（7時間以上を確保するようにしてください）を記載してください。空調給排水についてカリキュラム例はありませんが、清掃作業と同様に研修の内容、時間を記載するようにしてください。
- 空気環境測定については研修というものはありません。
- 空気環境測定は、空気環境測定実施者のみが行えるため、研修を行ったとしても、研修を受講した従業員が空気環境測定をおこなえるようになるわけではありません。



(別紙4の別紙A)

## 清掃作業の手順等

下線部分は、法令等により手順書に盛り込む事とされている内容です。自社の状況に応じたこれに類する具体的内容を必ず記載してください。  
この他にも自社独自の方法がありましたら記載してください。

### 1 作業手順

- ・通常清掃は〇〇〇〇。
- ・床面清掃は〇〇〇〇。
- ・床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行う。
- ・窓ガラス清掃は〇〇〇〇。
- ・カーペット類清掃は〇〇〇〇。
- ・カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにする。
- ・日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行う。
- ・廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行う。

### 2 機械器具等の点検方法

真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行う。  
点検は自社において作業終了の都度行い、具体的な方法としては〇〇〇〇。

### 3 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法

建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理する。具体的には〇〇〇〇。

### 4 作業報告作成の手順

〇〇〇〇は、作業終了後〇〇日以内に作業報告書を作成し〇〇〇〇に提出する。作業報告書に記載する内容は〇〇〇〇。

### 5 その他

- ・作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、三月以内ごとに一回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

(別紙4の別紙B)

## 空調給排水管理作業の手順等

下線部分は、法令等により手順書に盛り込む事とされている内容です。自社の状況に応じたこれに類する具体的内容を必ず記載してください。  
この他にも自社独自の方法がありましたら記載してください。

### 1 空気環境の調整方法

#### (1) 空気調和設備の維持管理

- ・空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行う。
- ・冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行う。
- ・加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞へいそくの状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行う。
- ・ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行う。
- ・送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検する。
- ・冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検する。
- ・自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検する。

#### (2) 機械換気設備の維持管理

- ・空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行う。
- ・ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行う。
- ・送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検する。

### 2 給水及び排水の管理方法

#### (1) 貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理

- ・貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- ・塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の事項について検査を行い、各号の基準を満たしていることを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。
  - 一 残留塩素の含有率 遊離残留塩素の場合は百万分の〇・二以上。  
結合残留塩素の場合は百万分の一・五以上。
  - 二 色度 五度以下であること。
  - 三 濁度 二度以下であること。
  - 四 臭気 異常でないこと。
  - 五 味 異常でないこと。
- ・貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ・水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ・ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ・給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
- ・貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌かくはん及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。
- ・給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等



を行うこと。

- ・衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

(2) 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理

- ・雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。
- ・雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ・水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ・ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ・給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
- ・雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ・衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

(3) 排水槽等の排水に関する設備の維持管理

- ・トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認する。
- ・排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ・排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ・フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。

3 飲料水の水質検査方法

給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を七日に一回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認する。

4 作業報告作成の手順

〇〇〇〇は、作業終了後〇〇日以内に作業報告書を作成し〇〇〇〇に提出する。作業報告書に記載する内容は〇〇〇〇。

(別紙4の別紙C)

空気環境測定の手順等

下線部分は、法令等により手順書に盛り込む事とされている内容です。自社の状況に応じたこれに類する具体的内容を必ず記載してください。  
この他にも自社独自の方法がありましたら記載してください。

## 1 空気環境の測定方法

当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上七十五センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置において、次に掲げる事項について、当該各号に掲げる測定器(第二号から第六号までの測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)を用いて行う。

### 一 浮遊粉じんの量

グラスファイバーろ紙(〇・三マイクロメートルのステアリン酸粒子を九九・九パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね十マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器

### 二 一酸化炭素の含有率

検知管方式による一酸化炭素検定器

### 三 二酸化炭素の含有率

検知管方式による二酸化炭素検定器

### 四 温度

〇・五度目盛の温度計

### 五 相対湿度

〇・五度目盛の乾湿球湿度計

### 六 気流

〇・二メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計

### 七 ホルムアルデヒドの量を測定する場合は以下の測定器

二・四—ジニトロフェニルヒドラジン捕集—高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、  
四—アミノ—三—ヒドラジノ—五—メルカプト—一・二・四—トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

## 2 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法

空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。具体的には〇〇〇〇。粉じん計の較正は毎年一回〇〇に依頼する。その際の較正済み証は〇〇へ保管する。

## 3 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

- ・〇〇〇〇は、作業終了後〇日以内に測定報告書を作成し〇〇〇〇に提出する。測定報告書に記載する内容は〇〇〇〇。
- ・空気環境の測定の結果を五年間保存する。
- ・測定結果文の保存についての責任者は〇〇〇〇。